

## 観光協会への支援について

### 1 今後の観光施策の方向性

「国際文化観光都市」の実現を目指すため、現観光振興プランを見直し、以下の方向性を軸に、(仮称)産業観光マスタープランに具体的な施策を盛り込んでいく。

- 観光施策によって観光客と区民の交流を促進し、愛着と誇りを育む。
- 事業者とのネットワークを生かし、区内産業を活性化させる。
- 区民が生活の中で育んできた文化、日常を観光視点で発信する。

(地域が日常的な観光の担い手となり、行政は基盤整備と情報発信の役割を担う)

国際文化観光都市：国際化が進んでいく中で、文化や慣習が異なる人が、同じコミュニティで共に生きていく社会となることが想定される。観光施策を通じ、多文化共生の考え方のもと、お互いを受容し、尊重しあえるまちの実現をめざす。

### 2 一般社団法人墨田区観光協会の位置づけ

#### (1) 平成19年度「墨田区文化観光協会法人化調査検討報告書」から

新法人が、墨田区のイコールパートナーとして墨田区の観光振興事業に関与するためには、墨田区と新法人の関係について区民の理解を得る必要がある。そのためには、新法人が一般の民間法人と違い、極めて公益的な経営方針で活動することを明確にする必要がある。

#### (2) 定款上の規定

##### 第3条(目的)

本協会は、墨田区における観光事業の振興を図り、もって地域産業経済の発展及び区民生活の向上に寄与することを目的とする。

#### (3) 墨田区観光振興プラン(平成27年4月策定)における記載

観光協会は、墨田区の観光振興を図る上で行政との重要なパートナーであると同時に、すみだ観光全体の牽引車としての役割が求められる。

一般社団法人：法に基づき設立される非営利法人。事業活動で得た利益は、株式会社等の営利法人と異なり、社員に分配されることなく、法人の活動目的のために使われなければならない。

### 3 墨田区観光協会の組織改革（骨子）

墨田区観光協会は、区の観光施策の見直しを踏まえ、財務状況の改善を重点とし、組織のあり方について、区と協議してきた。

令和2年度は、東京2020オリンピック・パラリンピック開催を機としたインバウンド需要等を見込み、様々な事業を予定していた。

これまで、事業収支改善の努力はなされたものの、厳しい運営状況を強いられている。コロナ禍により、墨田区観光協会のあり方の見直しが加速された。

このため、以下の組織改革案が提示されている。

#### （1）組織改革の概要

定款に照らし、墨田区観光協会の存立の意義を改めて組織内に徹底し、観光の視点から地域の活性化を図る。

特に、財務状況については、物販業や受託事業等の収益事業を中心とした事業活動からの転換を図る。

<改革の視点>

- 地域活性化に向けた様々な団体の活動に関する掘り起こし及び支援の充実
- これまでに培ってきたネットワークを活かしたワンストップでの調整機能の強化
- 「地域の利益」に主眼を置いた、公益的取組をより重視

地域の日常等の観光資源化による新たな着地型ツアーを造成していく。

<事業活動の3つの柱>

- ◆ 地域イベント等の支援や協業、着地型ツアー造成等の観光地域づくり（DMO）活動
- ◆ 観光案内及び観光関連情報の発信
- ◆ 区の物産品の販売

#### （2）観光地域づくり（DMO）活動の具体案

これまでも取り組んできた地域密着型の活動を強化し、可視化していく。

- 地域で様々な活動を展開している人たちと連携した「DMO推進委員会」の立上げ
- 地域イベント等の活動支援及び運営サポート
- 事業者と連携した MICE の切り口からの産業の観光資源化
- 向嶋墨堤組合との協業による花街を活かした観光施策の造成
- 伝統工芸体験、相撲部屋見学等の既存ツアーの強化

#### （3）スケジュール

令和3年度4～6月 DMO推進委員会開始、定期開催

令和3年度上半期 令和4年以降の事業計画、人員体制の検討

令和3年度下半期 （仮称）産業観光マスタープランとの調整、事業計画等の確定

令和4年度以降 新たな事業計画に基づく組織運営

## 収支状況改善に関する取組 【参考資料 1 及び 2】

### (1) これまでの取組

以下の取組により、平成 29 年度比で事業支出を約 1 億円圧縮した。

- 人員体制の適正化（最大 66 人（平成 28 年度）から 45 人へ）
- アウトソーシングしていた事業の内製化
- 消耗品費、印刷製本費等の事務経費の節減

### (2) コロナ禍における取組

- 区民割の実施、コーヒー定期券の販売等の売上向上施策
- オンラインモニターツアーの開催
- 国等支援策の活用（持続化給付金、雇用調整助成金、感染拡大防止協力金）

## 4 墨田区観光協会を支援する考え方

墨田区観光協会が、組織改革により、公益性を従前以上に高めていくに当たり、組織の財務体質、収益構造を転換していく一定の期間、支援を行うことは、観光事業を通じ地域を活性化させていくという、区の公益性に合致する。

このため、収益事業を中心とした事業活動からの転換を図り、地域 DMO としての取組を推進する上で必要な組織改革を実現し、観光振興活性化につなげていくための運営資金を支出する。

### 期待される効果

区の支援により墨田区観光協会の経営を安定化させることで、地域の活動を掘り起こし、サポートしていける組織体制に変革し、ポストコロナにおける観光振興を図る。

### 長期的な展望

組織改革、財務基盤の転換をした上で、継続的な自助努力を促し、自律した組織運営をめざす。

## 5 予算執行の適正性

### (1) 法律上の規定

地方自治法第232条の2

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

### (2) 観光協会の組織としての公益性

「2 一般社団法人墨田区観光協会の位置づけ」に記載のとおり、定款において、本区への貢献を組織目的として規定している。

### (3) 「公益上必要がある場合」の考え方

全くの自由裁量行為ではなく、客観的に公益上必要であると認められる必要がある。

### (4) 観光地域づくり法人(DMO)支援の妥当性

観光地域づくり法人は、観光で地域が稼ぐしくみづくりや地域を活性化させることを主たる役割としており、観光地域づくり法人自身が収益を上げることを目的としていないことから、自治体からの補助金等を運営資金とすることは認められている。

一方で、予算単年度主義の考え方からも、自治体からの補助金等に完全に依存することは望ましくないとされており、一定の自主財源の確保、収入の多角化が求められる。